

(工学部内規程第7号)

鳥取大学大学院工学研究科コース長及び専攻長に関する規程

第1条 鳥取大学大学院工学研究科の博士前期課程に次のコースを置き、各コースにコース長を置き、博士後期課程の各専攻に専攻長を置く。

機械宇宙工学専攻

機械工学コース，応用数理工学コース

情報エレクトロニクス専攻

知能情報工学コース，電気電子工学コース

化学・生物応用工学専攻

応用化学コース，生物応用工学コース

社会基盤工学専攻

土木工学コース，社会経営工学コース

2 コース長は、当該専攻の教授をもって充てる。

3 専攻長は、当該専攻のコース長の中から互選により選出する。

第2条 コース長及び専攻長の任期は1年とし、再任されることが出来る。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 コース長及び専攻長は、当該専攻を代表し、専攻における次に掲げる事項を取り扱う。

一 専攻の運営に関する一般事項

二 職員の服務に関する事項

三 予算に関する事項

四 入学，退学，その他学生に関する事項

五 学位に関する事項

六 その他必要な事項

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。